

千葉市公共工事脱炭素推進試行要領

1 目的

この要領は、積極的に温暖化対策を実施することができるよう、千葉市が発注する建設工事における建設段階での脱炭素に向けた取り組みの実施について、必要な事項を定めるものである。

2 対象工事

千葉市土木工事標準積算基準を適用する工事において、受注者が希望し、監督職員と受注者が協議を行った上で決定する。

3 脱炭素に関する取り組み

(1) 国土交通省で下記により認定された建設機械の活用

- ・「低炭素型建設機械認定制度」
- ・「燃費基準達成建設機械認定制度」
- ・「GX 建設機械認定制度」

(2) 新技術情報システム「NETIS」登録技術（脱炭素社会実現に向けたCO2削減に関連する技術）の活用（ただし、現場でCO2削減が見込める技術に限る。）

(3) 再生可能エネルギーの活用

- ・現場事務所の電源の再生可能エネルギー電力メニューへの切り替え
- ・現場事務所への太陽光発電設備等の設置による再生可能エネルギーの活用

4 評価基準

取り組みに対する評価基準は、別に定める。

5 実施手続

受注者は、脱炭素に関する取り組みを行う場合は、以下のとおり実施するものとする。

(1) 受注者は、取り組み内容を事前に、監督職員と協議を行い、実施する場合は、施工計画書に反映する。

(2) 受注者の責によらない不測の事態が生じ、取り組みが困難となった場合は、受注者と監督職員の協議により対象外とすることができる。その際には、受注者が変更施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

6 取り組みを実施する場合の費用

取り組みに関する費用は、別途計上しない。

7 実績の確認

受注者は、取り組みを実施した場合、取り組み内容を監督職員に提出する。

8 工事成績評定

取り組みの実績を確認できた場合に、「創意工夫」の項目で加点対象とし、1つの取り組みにつき1点とし、最大2点まで加点評価する。なお、達成できなかった場合であっても、工事成績の減点を行わない。

9 その他

本要領に定めのない事項については、監督職員と受注者の協議により定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和6年4月1日より施行する。
- 2 この要領は、千葉県土木工事標準積算基準の適用日が令和6年4月1日以降のものから適用する。

なお、施行日以降、既契約工事においても、工事着手前であれば、適用するものとする。